

## 天理市消費者安全確保地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項の規定に基づき、天理市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 本市における高齢者や障がい者等消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止（以下「消費者被害防止等」という。）を図るため、高齢者等に関わる関係機関相互の連携を強化し、消費者被害の現状や課題等についての情報を共有し、実効的で持続可能な見守り活動を推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の消費者被害防止等に関すること。
- (2) 消費者安全の確保に係る取組の検討及び実施に関すること。
- (3) 構成機関の相互の連携及び消費者被害防止等の取り組みにおいて把握した個別案件の情報共有に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に当たり、必要と認める事項

### (組織)

第4条 協議会の構成機関は、別表に掲げる機関及び団体で構成する。（以下「構成機関等」という。）

- 2 構成機関等は、市長の委嘱をもって組織する。
- 3 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、本市の法務専門官を、副会長には、天理市消費生活センター長を置く。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

- 2 前項の事務局の庶務は、消費者行政に関する事務を所掌する課において処理をする。

(会議)

第6条 協議会は、第2条に規定する目的を達するため、状況に応じ、構成機関等がその所属する者のうちから選出した者の全部又は一部を指名し招集した者による会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成機関等に所属する者ではない者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長が消費者被害防止等のために必要と認めるときは、臨時に会議を招集し、開催することができる。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の事務に従事する者は、法第11条の5の規定により、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。協議会を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

天理警察署	
南都銀行 天理支店	
天理郵便局	
大和信用金庫 天理支店	
奈良信用金庫 天理支店	
J Aならけん 天理支店	
奈良ヤクルト販売株式会社	
奈良弁護士会	
天理市北部地域包括支援センター（櫛本・山の辺校区）	
天理市中部地域包括支援センター（丹波市・前栽校区）	
天理市西南部地域包括支援センター（朝和・柳本校区）	
天理市東部地域包括支援センター（二階堂・井戸堂・福住校区）	
天理市	介護福祉課
	福祉政策課
	社会福祉課
	防災安全課
天理市消費生活センター	